

## 浄化槽設置届出書

年 月 日

加古川市長 様

設置者の住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ②その他		
3. 処理の対象	①し尿のみ      ②し尿及び雑排水		
4. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m <sup>2</sup>		
5. 処理対象人員及び算定根拠	人		
6. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ l	
7. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ( )		
8. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称	登録番号	
9. 着工予定年月日	年 月 日	10. 使用開始年月日	年 月 日
11. 付近の見取図			
12. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

- (注意) 1. 「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）特定行政庁 ）」  
については、不要なものを消すこと。
2. 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
3. 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
4. 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

## 浄化槽変更届出書

年 月 日

加古川市長 様

設置者の住所  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1. 設置場所の地名地番			
2. 設置届出年月日	年	月	日
3. 変更の内容及び理由			
4. 種類	①浄化槽に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ②その他		
5. 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
6. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m <sup>2</sup>		
7. 処理対象人員及び算定根拠	人		
8. 処理能力	イ. 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日	
	ロ. 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ. 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/ l	
9. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他 ( )		
10. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		登録番号
11. 着工予定年月日	年	月	日
		12. 使用開始年月日	年 月 日
13. 付近の見取図			
14. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

- (注意) 1. 「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）特定行政庁」  
については不要なものを消すこと。  
2. 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
3. 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
4. 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

報 告 書

年 月 日

加古川市長 様

届出の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の規模		人槽		m <sup>3</sup> /日		
設置場所						
設置の届出の年月日		年 月 日				
使用開始の場合	使用開始年月日	年 月 日				
	技術管理者の氏名及び住所	(氏名)	(住所)			
	法第7条に規定する検査の受検予定年月日	年 月 日				
	浄化槽工事業者の氏名及び名称	(氏名)	(登録・届出番号)			
	浄化槽保守点検業者の氏名及び名称	(氏名)	(登録番号)			
	浄化槽清掃業者の氏名及び名称	(氏名)	(許可番号)			
変更の場合	変更年月日	年 月 日				
	区 分	変更前		変更後		
	浄化槽管理者の氏名及び住所	(氏名)	(住所)		(氏名)	(住所)
	技術管理者の氏名及び住所	(氏名)	(住所)		(氏名)	(住所)

様式第一号の三（第九条の五関係）

浄化槽使用廃止届出書	
年 月 日	
加古川市長 様	
届出者 住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	① し尿のみ      ② し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※ 事務処理欄	
(注意)	
1 ※欄は、記載しないこと。	
2 3欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



様式第一号の二（第九条の四関係）

浄化槽使用再開届出書	
年 月 日	
加古川市長 様	
届出者 住所	
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
浄化槽の使用を再開したので、浄化槽法第11条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 設置場所の地名地番	
2 処理の対象	① し尿のみ      ② し尿及び雑排水
3 使用再開年月日	年 月 日
4 再開の理由	
※ 事務処理欄	
(注意)	
1 ※欄は、記載しないこと。	
2 2欄は、該当する事項を○で囲むこと。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

加古川市長様

浄化槽設置者 住所  
氏名(自署)

一般住宅の尿尿浄化槽処理対象人員算定基準のただし書適用願い

この度、浄化槽を設置するにあたり、建築物の使用状況から、尿尿浄化槽の処理対象人員が『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）』による算定では明らかに実情に添わないため、ただし書の適用をお願いします。

## 記

所在地（設置場所）	加古川市		
住宅の延べ床面積	$m^2$	・住宅部分 ・その他の部分	$m^2$ $m^2$
最大居住予定人員	世帯 人（増員の可能性 有・無）		
井戸水等の使用状況	1 使用していない 2 使用している（井戸のみ・併用・散水のみ）		
現在の水道使用量 （井戸水等を含む）	$m^3$ /月		
設置後の水道見込量 （井戸水等を含む）	$m^3$ /月		
設備の箇所数	（台所の数） 箇所	（浴室の数） 箇所	（便所の数） 箇所
JIS A 3302（兵庫県の取扱いによる算定人数）	人	ただし書き適用による算定人数	人

## 《添付書類》

- 誓約書
- 直近1年間の水道使用量（井戸水等を含む）を明らかにする資料（水道局発行：「水道使用量・料金等のお知らせ」等の写し）  
※ただし、浄化槽設置後の最大居住予定者数が3人以下の場合は不要です。
- 住民票（写）（入居予定者を含む世帯員全員のもの）
- 建物の平面図（台所・浴室・便所の位置が特定できるもの）

# 誓 約 書

年 月 日

加古川市長様

浄化槽設置者 住所  
氏名(自署)

今般、加古川市 \_\_\_\_\_ において浄化槽を設置するに当たり、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)』に基づく人員算定による兵庫県の基準では、住宅の延べ面積が150㎡を超えることにより処理対象人員が7人となり、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。このため、同基準のただし書きの適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が5人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては、浄化槽を自らの責任において埋め替える必要が生じる場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って、1日当たりの最大水道使用量が1,000リットルを超えることとなる人員が居住することはありません。
- 2 浄化槽法に基づく、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、本規定を遵守することにより、生活環境を保全します。
- 3 前記1の項に相違する事態となった場合、並びに定期検査または市長が行う検査の結果が「不適正」と判定された場合は、浄化槽の埋め替えを行うなど、市の指導に従い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 4 その他、市長が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 浄化槽管理者(浄化槽設置者に同じ。)を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。

# 誓 約 書

年 月 日

加古川市長様

浄化槽設置者 住所  
氏名(自署)

今般、加古川市において浄化槽を設置するに当たり、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302)』に基づく人員算定による兵庫県の基準では、住宅の延べ面積が200㎡を超え、また、台所及び浴室が2カ所あることにより処理対象人員が10人となり、実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

このため、同基準のただし書きの適用をお願いしているところですが、この適用を受け、処理対象人員が7人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事情の変化等によっては、浄化槽を自らの責任において埋め替える必要が生じる場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係図書記載事項に相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って、1日当たりの最大水道使用量が1,400リットルを超えることとなる人員が居住することはありません。
- 2 浄化槽法に基づく、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の実施は、浄化槽を設置する者の義務であり、本規定を遵守することにより、生活環境を保全します。
- 3 前記1の項に相違する事態となった場合、並びに定期検査または市長が行う検査の結果が「不適正」と判定された場合は、浄化槽の埋め替えを行うなど、市の指導に従い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 4 その他、市長が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 浄化槽管理者(浄化槽設置者に同じ。)を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。